

K-Report

2012年 6月 1日発行
第2巻 第6号

《発行者》 協同組合 愛知労務協会

富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙

■住所

〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階

TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>

FAX 052-261-2612



目次

1. 改正情報

2. WLB 労働時間に関する取組事例

3. 所長コラム

■『要介護状態』とは？

負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態をいいます。

■『対象家族』とは？

配偶者（事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）、父母及び子（これらの者に準ずる者として、従業員が同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫を含む）、配偶者の父母です。

■『その他の世話』とは？

対象家族の通院等の付き添い、対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の対象家族に必要な世話をいいます。

1. 改正情報

■ 改正育児・介護休業法が全面施行

平成24年7月1日より、これまで適用が猶予されていた事業主（平成22年6月30日時点で常時使用する従業員が100人以下の事業主）にも改正育児・介護休業法が適用され、次の3つの制度を導入することが事業主の義務になります。

【適用される制度】

① 短時間勤務制度

事業主は、3歳までの子を養育する従業員について、従業員が請求すれば利用することができる「短時間勤務制度」を設けなければなりません。

② 所定外労働の制限

事業主は、3歳までの子を養育する従業員が申し出た場合には、所定労働時間を超えて労働させてはなりません。

③ 介護休暇

事業主は、要介護状態にある対象家族の介護その他世話をを行う従業員が申し出た場合、対象家族1人であれば年5日、2人以上であれば年10日まで休暇を取得させなければなりません。

これら3つの制度の導入については、あらかじめ就業規則等に規定されていなければなりません。

《参考》改正育児・介護休業法の主な規定の適用日

制度	従業員数	
	101人以上	100人以下
短時間勤務制度の義務化	平成22年6月30日	平成24年7月1日
所定外労働の免除の義務化		
介護休暇の創設		
子の看護休暇の拡大		
パパ・ママ育休プラス	平成22年6月30日	
産後8週間以内の父親の育休取得促進		
労使協定による専業主婦（夫）除外規定の廃止		

2. WLB 労働時間に関する取組事例

■ お悩み別対策 ～ 育児休業制度を利用しにくい雰囲気がある ～

『出産後も仕事を続けたいけど、そんなに長く休める雰囲気じゃない。やっぱり辞めなきゃダメかしら・・・』どんなに立派な制度を整えても、実際に取得できる雰囲気でない職場では何の意味もありません。有能な人材が安心して出産・育児に取り組めるよう、制度利用しやすい環境づくりや利用促進のための工夫をしていきましょう。実際に取り入れられた事例をご紹介します。

● ここがP o i n t

育児休業制度の周知は、就業規則への明記・ハンドブックやHP等による周知・制度利用者を社内報等で紹介するなどの方法があります。

■ 利用できる支援制度の周知徹底と休業復帰サポート

インターネットやパンフレットで、妊娠後に利用できる制度をフロー形式で紹介。休職前に復職後の勤務形態等について面談を行い、必ず復職後のビジョンを明確にしてから休職に入ってもらう。フルタイムの契約社員にも育休適用を認め、正社員への登用も行う。休職中の社員には、会社の動きや制度変更などを知らせる紙面を月に1度送付している。（百貨店／1,000人以上）

■ 使途不問のチャイルドケア支援金

年間30万円の経済的支援。使途を問わず育児全般で各人が必要になる費用に充てることを可能にし、また、男性社員の育児休業取得の促進につなげることを目的に導入した。配偶者が就労していること、育児休業を1か月以上取得することを条件としている。中途採用でも前職で育児休業を取得していれば適用される。（医薬品製造業／1,000人以上）

3. 所長コラム

■ 規制緩和の行き着くところ



規制緩和と安全確保のバランスをいかに取るか、今一度見直すべき時が来ています。

平成24年4月29日群馬県藤岡市の関越道上り線で発生した高速ツアーバス事故は、7人が死亡39人が重軽傷を負う大惨事となった。

参議院議員の安井美沙子さんは、「高速バスツアー問題の根源は、小泉政権下の行き過ぎた規制緩和にある。貸切バス事業への参加要件が緩和されたことにより、平成12年から21年までの9年間に、車両数で21%、業者数で35%の増加を見た。多くは家族経営に限りなく近い中小零細事業である。規制緩和⇒供給過剰⇒過当競争⇒ドライバーの賃金低下⇒生活維持のための過剰労働、規則違反⇒事故発生・・・、タクシー業界でもみられた構造です」

同感です。バス、タクシー、トラック、派遣労働、郵政、酒類販売・・・確かに私たち国民は選挙によって規制緩和を指示し、規制緩和でビジネスチャンスが広がったことは確かですし、沢山のメリットも受けていますが、健康や命と引き換えに規制緩和を賛成した覚えはないのです。

未だに労災保険の民営化論がくすぶっていますが、営利目的の民間保険会社が自ら労災認定を行うことになり、公正・的確な認定が出来るだろうか。民間保険会社に企業への立ち入り調査権でも与えるのか？労働災害の認定と労働安全衛生の監督行政が分かれ、労働災害の予防・実態把握が円滑に行われるとは思えない。労災保険の民営化は、ワイルドじゃないぜ！